

スタート

• 適切なアセスメントを行なった結果、課題解決には福祉用具を必要とする状態像が見受けられる。

はい



• 軽度者である。（要支援者・要介護1の者、ただし自動排泄処理装置については要介護2、3の者も含む）

はい



• 必要な福祉用具について、直近の基本調査の結果が利用者等告示第31号のイに該当する。

※ 調査票の基本調査の結果を確認する。

いいえ



• 医師による医学的所見に基づき再検討する。

• 主治医意見書、診断書、ケアプランの医師の所見などから必要であると考えられる。

※ 『軽度者に対する福祉用具貸与に係る確認申請書』の「該当する状態像」に具体的な状態像等を記入する。

はい



• 『軽度者に対する福祉用具貸与に係る確認申請書』にケアプラン（第1～4表）、主治医意見書又は診断書を添えて、介護保険課へ提出してください。

軽度者の福祉用具貸与に係るフローチャート

いいえ



• 要介護2～5の認定を受けている人（自動排泄処理装置については、要介護4・5）は、必要性について検討し、ケアプランに位置づけ福祉用具貸与を行う。

はい



• 福祉用具貸与費の算定可
（『確認申請書』提出は不要です。）

いいえ



• 介護保険を利用しての福祉用具貸与は、できません。
福祉用具貸与以外の課題の解決方法を検討してください。



• 介護保険課で確認が済みましたら、『軽度者に対する福祉用具貸与に係る確認書』を送付いたします。
• 確認書にて、福祉用具貸与費の算定の可否を確認してください。